

米国関税措置の影響を受ける 中小企業の資金繰りを支援します！

令和7年4月25日（金）開始

<支援のポイント>

- 米国関税措置により、売上実績又は売上見込が減少し事業活動に影響が生じる都内中小企業がご利用いただけます
- 保証料を1/2補助します

経営一般（米国関税措置関連）

融資対象	以下(1)及び(2)を満たす中小企業者又は組合 (1) 米国関税措置により、事業活動に影響が生じていること (2) 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して減少していること
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2.8億円(組合4.8億円)
融資期間	10年以内(据置期間2年以内を含む。)
融資利率 (年率)	【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。) 融資期間 3年以内 1.85%以内 3年超 5年以内 1.95%以内 5年超 7年以内 2.15%以内 7年超 2.35%以内 ＜責任共有制度の対象外となる場合＞ 【固定金利】(融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。) 融資期間 3年以内 1.65%以内 3年超 5年以内 1.75%以内 5年超 7年以内 1.95%以内 7年超 2.15%以内
返済方法	分割返済(元金据置期間は2年以内)とする。 ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。

- 上記事項以外については、以下リンク先をご覧ください。
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/new/>
- 融資条件の詳細は、お近くの金融機関又は下記にお問い合わせください。
- 融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。
- 融資利率は市中金利の動向等により年度途中において改定する場合があります。



問い合わせ先

東京都産業労働局金融部金融課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
都庁第一本庁舎19階北側 TEL03-5320-4877